

(3) 提供された精子・卵子・胚の保存について

(i) 提供された精子・卵子・胚の保存について

- ◆ 提供者の死亡が確認されたときには、提供した精子・卵子・胚は廃棄されること
胚提供を行った夫婦のうち、一方が死亡した場合は提供された胚は廃棄されることとする
- ◆ 提供した精子・卵子の保存期間は2年間であること
- ◆ 提供した胚及び、提供を受ける夫婦の精子・卵子と提供した精子・卵子とを受精させて得られた胚は、ともに保存期間が10年間であること
- ◆ 保存期間を超過した場合の取り扱いについて（提供者に返却する、廃棄する等）

(4) その他について

(i) 提供者に発生した副作用等に対する補償について

- ◆ 提供者への医学的検査・医療行為に伴って発生した副作用、合併症等のに対する補償について（P）

(ii) 提供者の権利について

- ◆ 提供者は、提供を受ける者や提供により生まれる子を同定できないこと
- ◆ 提供者に知らせるのは、感染症の検査の結果や採取された精子・卵子・胚の成熟度や数、もしくは提供可能な当該数等の事項等に限られ、精子・卵子の提供によって受精卵が得られたかどうか等の事項は一切知られないこと
また、提供者が希望すれば、妊娠・出産に成功したかどうかを知ることができること
- ◆ 提供者は、提供に関する同意の撤回ができる以外には、提供したものやその結果生まれた子に対して何ら権利を有さず、義務を負わないと

3. 提供により生まれた子について

(1) 親子関係について

- ◆ 出生する子の法的地位について
(←法務省法制審議会生殖補助医療関連親子法制部会で検討中)

(2) 提供により生まれた子の出自を知る権利について

- ◆ 提供した精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が出自を知る権利行使することができるためには、親が子に対して当該子が提供により生まれた子であることを告知することが重要であるとされていること
- ◆ 精子・卵子・胚を提供した人は、その者の個人情報が開示される前であれば開示することを承認する自己の個人情報の範囲を変更できること（P）
- ◆ 提供した精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、成人後（P）、その子に係る精子卵子・胚を提供した人に関する個人情報について、当該精子・卵子・胚を提供した人がその子に開示することを承認した範囲内で知ることができること（P）

（検討課題1第10次改訂後資料P22）

（要検討事項）

⇒ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利として、生まれた子が知ることができる提供者の個人情報の範囲をどのように設定するか？

→

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の出自を知る権利を認める。

出自を知る権利の範囲としては、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子が開示を希望する場合、当該生まれた子に対して、

（案1）精子・卵子・胚を提供した人に関する個人情報のうち、当該提供した人が当該生まれた子に開示することを承認した範囲内の個人情報（当該提供した人を特定できる個人情報を含む）を開示する。

（案2）当該提供した人を特定できる個人情報を開示する。

- ◆ 提供した精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子は、上記に関わらず、自己が結婚を希望する人と結婚した場合に近親婚とならないことの確認を公的管理運営機関に求めることができること

(3) 生まれてくる子に関する提供を受ける夫婦の責任について

- ◇ 提供を受けた夫婦が生まれた子を責任を持って養育すること。

4. 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療の実施、精子・卵子・胚の提供までの手続きや実施医療施設の施設・設備の基準について

(1) インフォームド・コンセント、カウンセリングの手続き等について

- ◆ 同意を実施する具体的な時期や手続き方法等について

(後述P 24 (2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について の「(イ) 精子・卵子・胚を提供する人及びその配偶者の書面による同意」の決定事項を説明する。)

- ◆ 提供を受ける者、提供者が行った同意は、当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができること

胚提供を行う夫婦のうち、一方の意思だけで提供の撤回ができるこ
と

- ◆ 同意の撤回により提供を受ける者は何ら不利益を被るものではないこと

（以下提供された卵子による体外受精の場合）

ただし、提供者へのhCG注射を行った後に提供を受ける同意の撤回が行われ、提供者が採卵せずに卵胞刺激を中止する場合、提供者にOHSS発生等のリスクが生じる場合があること

- ◇ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、同意書を公的管理運営機関に提出することとされていること

- ◆ 精子・卵子・胚を提供する者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）は、当該生殖補助医療の実施に際して、当該生殖補助医療に関する専門知識を持つ人によるカウンセリングを受ける機会が与えられること

(2) 実施医療施設の施設・設備の基準について

- ◇ 公的審議機関の意見を聴いて国が定める指定の基準に基づき、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設として、国が指定した医療施設でなければ、当該生殖補助医療を行うことはできないこと

5. 管理体制について

(1) 生殖補助医療に係る公的管理運営機関の業務の具体的な内容について

- ◆ 提供した精子・卵子・胚による生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、当該生殖補助医療を行った医療施設は、保存している提供者の個人情報を公的管理運営機関に提出し、

- 公的管理運営機関は当該情報を管理することとされていること（P）
- ◆ 公的管理運営機関は、上記により提出された個人情報を、提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療により生まれた子の要請に応じて開示するために80年間保存することとされていること

6. その他について

（1）条件整備守秘義務について

- ◇ 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療に関わる者が、職務上知り得た人の秘密を正当な理由なく漏洩することは禁止されていること

（2）生殖補助医療以外への精子・卵子・胚の使用について

- ◆ 提供した精子・卵子・胚は、別に研究目的等に使用されることについてのインフォームド・コンセントを得ていない限り、生殖補助医療以外の目的には使用されないこと

（3）認められていない生殖補助医療について

- ◇ 代理懐胎（代理母・借り腹）及び精子・卵子両方の提供によって得られた胚の移植は認められていないこと

⇒説明する方法は？

- 説明する医師は、説明した内容について記載されている文書を配布した上で、それを用いて説明する。

提供者が再度の説明を求めた場合、もしくは担当医師が提供者（配偶者がいる場合は配偶者を含む）の理解について不十分であると判断した場合、担当医師もしくは当該医師の指示を受けた他の専門職は、当該提供者に対して繰り返し説明しなければならない。

提供者は、説明を受けたあと、書類に記名押印もしくは自署による署名を行うことによって説明を受けた確認を行う。

⇒説明する時期は？

- 期間をあけないで使用される場合には1度の説明でよいこととする。
1年以上の期間をあけて使用される場合には、再度説明する必要がある

こととする。

⇒シェアリング（P）の説明はどのように行われるのか？

→ 事務局にて原案作成中

(2) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療における同意の取得について

(ア) 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意

- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療の実施の度ごとに、当該生殖補助医療の実施について、夫婦それぞれの書面による同意を得なければならない。当該同意は当該同意に係る当該生殖補助医療の実施前であれば撤回することができる。（p 33）
- 提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を行う医療施設は、当該生殖補助医療を受けた人が妊娠していないことを確認できたときを除き、上記により得た当該妊娠していないことを確認できた人以外の人及びその夫の同意書を公的管理運営機関に提出しなければならない。（p 33）

⇒「提供された精子・卵子・胚による生殖補助医療を受ける夫婦の書面による同意」とはどのようなものか？（同意の主体は？同意の客体は？同意する内容は？同意する方法は？同意する時期は？同意書の保存方法・期間は？）

⇒同意の主体は？

- 提供を受けることを希望する法律上の夫婦。
当該夫婦は原則として同時に揃って同意を行う。

⇒同意する内容は？

- 説明する項目と同じ。

⇒同意する方法は？

- 説明した医師の面前で同意する項目について一つずつ確認し、同意書に記名押印もしくは自署による署名を行う。

同意をする夫婦に対し、確実な本人確認（パスポート、運転免許証等、本人の顔写真についてあるものによる確認等）と法的な夫婦であることの確認（戸籍謄本による確認等）を行うこととする。

⇒同意する時期は？

- 説明から同意の取得の間には、3ヶ月の熟慮期間を置くこととする。
施術が繰り返される場合は、そのたびごとに提供を受ける夫婦両者の同意を得ることが必要である。
同じ生殖補助医療の施術が繰り返される際にも熟慮期間は3ヶ月必要であることとする。

⇒同意書の保存については

- 同意書の保存は公的管理運営機関が行い、保存期間は80年とする。

⇒撤回の主体は？

- 提供を受けることに同意した夫婦の双方またはいずれか一方。

⇒撤回する方法は？

- 提供を受けることの同意に関する撤回の意思を表明した文書に記名押印もしくは自署による署名の上、当該文書を医療機関を経由して公的管理運営機関に提出する。

⇒撤回する時期は？